

令和7年度 鶴岡市立松原保育園 運営についてのお知らせ (重要事項説明書)

令和7年4月1日

1. 施設運営主体

事業所の名称	社会福祉法人 恵泉会
代表者氏名	理事長 後藤 重好
法人の所在地	鶴岡市茅原町28番10号
法人の電話番号	0235-29-5111

2. 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	鶴岡市立松原保育園
施設の所在地	鶴岡市宝町18番50号
連絡先	電話／0235-29-1501 FAX／0235-29-1503
施設長名	園長 小林 リサ
利用定員	満3歳以上の児童 60人 満1歳以上満3歳未満の児童 35人 満1歳未満の児童 15人
指定管理	鶴岡市の指定管理指定
事業開始年月日	平成18年4月1日
受託開始年月日	同上
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
職員数	38名
取扱保育事業の種類	延長保育事業、病児保育事業（体調不良児対応型）
自己評価の概要	年1回、職員による保育の自己評価及び施設運営に対する評価を実施し、保育の質向上や保護者から信頼される施設運営に努めている。
職員への研修の実施状況	園内研修（毎月）、新人研修、研修報告会、自己評価・園評価 外部講師を招聘しての研修、外部研修会、環境整備の勉強会

3. 事業の目的・運営方針

鶴岡市立松原保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、一人ひとりの園児をあたたかく受容し発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 施設・設備等の概要

敷 地	敷地全体	5,546.01 m ²	園 舎	構 造	木 造
	園 庭	520.00 m ²		延べ面積	897.39 m ²
施設の内容	乳児室	1 室	ほふく室	1 室	
	保育室	6 室	遊戯室	1 室	
	調理室	1 室	沐浴室	1 室	
その他設備	プール、冷暖房、床暖房、屋外遊戯室（0・1歳児専用）				

5. 職員体制 (令和7年4月1日現在)

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		あおば学園長を兼務
主任保育士	1	1		
保育副主任	2	2		
保育士	29	23	6	
保育員	3		3	
看護師	1	1		
事務副主任	1	1		併設の「あおば学園」と兼務
栄養士	1	1		
調理員	4	3	1	委託業者：(株)メフォス社員

当園では、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から7時30分まで又は18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時00分頃	10時45分頃	15時00分頃
1歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃
2歳児	(5月まで) 9時00分頃	11時15分頃	15時00分頃
3歳児		11時15分頃	15時00分頃
4歳児		11時15分頃	15時00分頃
5歳児		11時15分頃	15時00分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) 発達支援保育事業

心身に障がいをもつ乳幼児を保育所に受け入れ、集団生活の中で障がい児に対する適切な支援を実施することによって、健常児とともに健全な社会性の成長・発達を促すことを目的とする事業を提供します。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）

看護師を配置し、保育中に発熱などの体調不良が起きた場合、保護者が迎えにくるまでの間対応します。また、園児に対する保健的な対応及び地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援の事業を提供します。

(5) 保育園体験事業

地域の子育てサークルなど保育所を利用していない乳幼児を対象に園行事への参加を呼びかけ、園児との交流や、乳幼児の発達状況の確認、保護者への助言を通じ、子育て家庭を支援する事業を行います。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 副食費（給食費）

3歳以上児は保育園で提供する副食費（給食費）に係る費用として別表に掲げる額を負担していただきます。

ただし、支給認定を受けた市町村からの通知により免除、減額する場合があります。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

その他別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	岡田医院
医 師 名	岡田 順
所 在 地	鶴岡市日吉町11番14号
電 話 番 号	0235-22-1442

- (2) 歯科

医療機関の名称	石黒矯正歯科医院
医 師 名	石黒 慶史
所 在 地	鶴岡市本町一丁目5番25号
電 話 番 号	0235-24-8111

- (3) 眼科

医療機関の名称	黒沢眼科医院
医 師 名	黒澤 久子
所 在 地	鶴岡市昭和町10番20号
電 話 番 号	0235-24-9638

12. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13. 要望・苦情等申出先及び虐待防止に関する相談窓口

- (1) 当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用に関する 要望・苦情・ 虐待防止相談窓口	・窓口担当者	主任保育士	宮崎 幸
	・苦情解決責任者	園長	小林 リサ
	・虐待防止責任者	同	上
	・ご利用時間	8:30~	17:30
	・電話番号	0235-29-1501	
	・FAX	0235-29-1503	
担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出ください。			
第三者委員	蓮池 妙子	鶴岡市大宝寺町6番7号	0235(22)2474
	富樫 憲也	鶴岡市日和田1番18号	0235(23)3556

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

(2) 虐待防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待の防止のための対策を講ずる委員会の設置

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」及び「洪水時の避難確保計画」により対応いたします。
防災設備	▼自動火災報知機 ▼誘導灯 ▼ガス漏れ報知機 ▼非常警報装置 ▼セコム（防犯・火災監視・非常通報） ▼その他カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類と内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	対人：1名1億円まで、1事故7億円まで 対物：1事故200万円まで

(別 表)

1 給食費

項目	月額	摘要
給食費	4, 800円	月途中の入園、退園については日割り計算とする

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園外保育に係る費用 (園児分)	園外活動時の園児バス電車代 (年齢により0回～2回程度)	実費相当額
行事に係る費用 (保護者分)	遠足時の保護者バス電車代	実費相当額

3 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担金

① 保育標準時間利用の場合

時間帯	金額	1カ月の上限額
7:15～7:30	100円	1,000円
18:30～19:00	200円	2,000円

② 保育短時間利用の場合

時間帯	金額	1カ月の上限額
7:15～7:30	100円	3,000円
7:30～8:00	200円	
16:00～19:00	30分毎200円	4,000円

※時間外保育の利用料金について、兄弟2人目からは半額となります。

4 その他の利用者負担金

保護者会費、日本スポーツ振興センター災害共済加入金、絵本代は別途請求いたします。